

## 第24期第7回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年2月5日(金曜日) 13:30～15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	小泉禮造
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員 1人

農業委員 第11番 高橋征三

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農政 係 長	谷 口 恭 子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	新・えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動（案）について



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。  
農業委員18人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。今年は2月2日に節分、2月3日が立春、立春も終わり日に日に暖かくなると、今日は非常に暖かい天候でこれからまた春に向けて、農業などに関しても皆様頑張っておられるかと思えます。1月1日現在で皆様方に毎年、農地の基本台帳調査ということでいろいろ調査をしていただきましてありがとうございました。なかなか訪問してもおいでにならない家もあつたりといろいろ面倒な点もあつたと思えますが、そういった中で土地の所有者から言われたことなど、これからの活動の中で、我々の会の中で取り組んでいただきまして、これからの新居浜の農業を守るためにどうあるべきかという十分審議をしていかなくていけないと思えますので、これからもよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第7回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は「新・えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動（案）について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において松木ワカ子委員と山口三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

#### **藤田会長**

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### **藤田事務局長**

議案第1号は、農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画です。

内容は、田13筆、合計面積12,915平方メートルです。一括方式農用地利用集積計画は、農地中間管理機構の同意承諾を得て、新居浜市が作成しますが、計画を決定する前に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものがございます。

2ページから5ページをご覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番から5番が（1-1）さん、6番から13番が（1-2）さんです。内訳は、13筆全て、期間5年間、利用権の種類が、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員。

**曾我部委員**

利用権の設定（1-1）さんですが、萩生の方なのですがここまで作付けに行くわけですかね。

**藤田事務局長**

（1-1）さんですが、萩生の方から川東の方もやりたいということで広げて行っております。

**藤田会長**

補足して八幡一丁目に拠点として事務所と倉庫等を置いて活動をされています。

**曾我部委員**

はい、いい事ではありますけども。

**藤田会長**

はい、小野（春）委員。

**小野（春）委員**

農地中間管理機構を経由してというのは、先月、事務局長さんがおいでで下さり説明も受けたのですが、今ままでしたら個人対個人というような貸し借り、こういうようなのが常套手段みたいだったのですが、今回こういうようにしているのは市の方とか機構の方へ借り手貸し手の方が言ってくるのですか。

**藤田事務局長**

この分については、どちらから声をかけたのかは伺っていないのですが、結局先月に中間管理機構の方が説明をしていた中に農業機械や施設の導入を支援するという中で、認定農業者経営発展支援事業、これは県単であるのですが、認定農業者等を購入した時に、中間管理事業を利用した場合に補助率がアップする制度があるのです。機械の購入とかにかけて中間管理機構を利用する。期間が5年以上という縛りはあるのですが、それと、認定農業者というように限定はされているのですが、この制度を利用したというこ

とだと思われます。

**小野（春）委員**

そしたら、地元でですね、認定農業者でなかったり、1反2反の小規模で耕作者がいないから農業委員を通じて農地中間管理機構へお願いしますというような橋渡し役なんかもできるんですか。

**藤田事務局長**

出来ないことではないのですが、結局、中間管理を挟むということになると一つ作業が多くなりますので、通常は1対1でされている場合が多いです。新居浜の場合は最初の方は10ha以上の農地じゃないと補助とかメリットがなかったんで、青地しかいけなかったというのがあったのでその辺が制度上少しずつ広がってきておりますので、新居浜でも今だったら認定農業者はこの制度を使えば農業機械などを購入する時にメリットになりますよということになりました。

**小野（春）委員**

また、勉強をしておきます。

**藤田会長**

以前の時は青地ではないといけなかったが、今は県が広げていって局長が今説明をしたように、先月にえひめ機構の阿部事務局長から説明があったように、農業機械の補助率がアップになると、旧の青地だけではなくて調整区域のところでという、今まで新居浜市で2、3人の業者があつて今回（1-1）さんと（1-2）さんが設定されたら、新居浜市の利用率は低かったのですが、大きいのは農業機械の認定農業者が県の補助事業に補助率が利用していると高くなるというメリットもありますので、今回はそういうようなことも含めて利用されるのではないかと思われます。

はい、伊藤（慎）委員。

**伊藤（慎）委員**

農地中間管理機構、実は私も昨年の11月か12月に貸し出してされたと思うのです。今、言われたように補助金の関係である程度の農地をとということで前期の委員さんが土地を探しているということで、私の土地で耕作していないところがあつて、ある程度面積がいるということで、耕

作していないからいいですよということで、私も貸し出し  
たり、私の隣の家の方も作ってなかったので声をかけて貸  
し出すようになったのです。ある程度の面積に対しての補  
助金というのがあるからということで、面積を確保されな  
ければいけないということがあると思うので、それは良く  
分かってしたのですが、宇高の方というのはだいぶ無  
理があると思うんですよ。普通に考えたらそこまで耕作に  
行けないでしょ。中萩地区や大生院地区で（1－1）さん  
が耕作ができる範囲のことであればいいのですが。

**藤田会長**

（1－1）さんは宇高3丁目の直ぐ隣の一本道路を隔て  
た八幡2丁目のところに拠点を作っているいろいろなやっており  
ますので。

**藤田事務局長**

それから、川東に広げていきたいという意思もお伺いし  
ておりますので。

**伊藤（慎）委員**

かなり無理をして担い手を確保したのかと印象を受けた  
ので、そういう形だったらもうちょっと地域の耕作できる  
範囲のところを農業委員にも相談してお世話した方がいい  
のかなと思ったので言ってみました。

**藤田会長**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を  
決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地中間  
管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を  
原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供し  
ます。事務局から議案の説明をお願いします。

**藤田事務局長**

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第1  
8条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。  
内容といたしましては、田4筆、面積3,346平方メートル

ルでございます。

7ページをご覧ください。

申請は、2番から5番の(2-1)さんの4件でございます。内訳といたしましては、期間、3年2カ月、利用権の種類は、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、2番から5番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、竹林 義孝委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、3番から5番の3件ござい

ます。9ページをご覧ください。

3番、瀬戸町及び岸の上町一丁目、田、2筆、面積1,820㎡、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は現在2反2畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大のため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。なお、許可後は水稻の栽培を予定しております。

4番、萩生字且之上、畑、2筆、面積475㎡、譲受人は(3-2)さんです。

譲受人は現在2反5畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大のため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

10ページをお開きください。

5番、宇高町三丁目、田、1筆、面積2,27㎡、譲受人は(3-3)さんです。

譲受人は当該申請地の隣地を所有しており、今回、道路拡幅の買収残地として僅かに残っていた申請地を取得し、隣地の自己所有地と一体で耕作する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は2,27㎡と狭く、隣地所有者である譲受人以外では農地として有効に活用することは難しい土地であり、隣地と一体で利用することでの周辺への影響についても特段ないものと思われます。なお、許可後は水稻の栽培を予定しております。

以上3件、3番から5番のいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。



ご審議の程よろしく願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、3番は古川 一豊委員から、4番は高橋 秀実委員から、5番は岡田 充委員からそれぞれ報告をいただきます。まず、古川委員お願いします。

**古川委員**

ご報告を申し上げます。(3-1)さんのお父様は2年前に亡くなりまして、お父様は6反余りの土地を所有しておりましたが、兄弟で相続いたしました。そして、耕作をしていたところ2枚とも隣接地が売りに出されました。それで、規模拡大ということで取得したということでございます。農機具と栽培経験と申し分なく稲作が続けられると思います。ここにも書いておりますとおり、地域の利害関係と問題になることはございませんので大丈夫だと思います。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございます。次に高橋委員お願いします。

**高橋(秀)委員**

はい、失礼します。ご報告させていただきます。1月15日金曜日に現地調査と先程退出されました竹林委員さん本人とお会いしてお話をさせていただきました。申請地は現在、畑として利用されきちんと管理をされておりました。また、竹林委員さんの自宅より100メートル有る無し、歩いて1分もかかるか、かからないかの距離にあって境界等もハッキリしておりました。許可後は引き続き畑として利用し、季節野菜の作付けを予定しているというお話を伺いました。周辺との調和要件も特に問題なく、許可しても支障がないと思われまますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございます。次に岡田委員お願いします。

**岡田(充)委員**

1月14日に現地調査をいたしました。結果、この申請地は2.27平米と狭いのですが、現地調査をするまでにどんな状況なのか分からなかったのですが、現地調査をしてみると譲渡人の(3-4)さんの農地の西側に市道が南北に通っております。その市道の拡幅計画がありまして、

この（３－４）さんの農地がほとんど道路上になるわけでその一部分が買収漏れとして残ったわけです。その部分がこの２．２７平米でございます、それで東側の隣接地であります、（３－３）さんに合わせて作ってもらいたいということでこういう申請になったということでございますので、特に問題はなく、申請地はこれまでも田として耕作されておりまして引き続き田、畑として利用される予定があるため調和要件も特に問題なく、許可しても支障ないと思います。よろしくお願ひします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、３番から５番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第３号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第３号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

（休憩後、委員の入席）

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

１１ページをご覧ください。

議案第４号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第４号は、農地法第５条第１項の規定による農地転用の申請で、申請件数は１０件です。

１２ページをお開きください。

１８番、中村二丁目、畑５筆、譲受人は、（４－１）さ

ん。内容は、宅地分譲3区画、一体利用地として宅地70.16平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

19番、阿島二丁目、田1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20番、大生院字本村、田2筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、自己住宅63.34平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

21番、松神子二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、自己住宅54.79平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

22番、本郷一丁目、田1筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、障害者就労支援施設120.07平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

23番、寿町、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、自己住宅49.68平方メートル、一体利用地として、宅地48.65平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

14ページをお開きください。

24番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、露天駐車場・露天資材置場、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

25番、新須賀町一丁目、田1筆、譲受人は、(4-

8) さん外1名。内容は、賃貸共同住宅1棟206.42平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

26番、萩生字岸ノ下、田3筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、店舗1,460.74平方メートル、一体利用地として、用途廃止水路20.95平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

27番、外山町、田2筆、譲受人は、(4-10)さん外1名。内容は、自己住宅兼店舗173.07平方メートル、一体利用地として、用途廃止農道27.23平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

以上、18番から27番までの事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、18番から27番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

続きまして、16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

入れ替わりだけで、このまま継続しますのでよろしくお願いたします

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「新・えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動(案)について」を議題といたします。本日は、一般社団法人愛媛県農業会議より講師をお招きし、講演をお願いしております。ご紹介させていただきます。

一般社団法人愛媛県農業会議専門員係長 川中 敬三様です。それでは、よろしくお願いたします。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

**藤田会長**

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

川中です。本日はよろしくお願いたします。

それでは、川中さんよろしくお願いたします。

私の方から、先程、会長の方からご説明をいただきました「えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動」の取り組みについてのお願いをさせていただければと思います。お手元の方に資料をお配りいただいていると思いますが、タイトルを見ていただいて、新、というのがついております。新、とくれば前もあるのですが、前は今現在の運動という形でこの資料でいいますと、4ページから今現在取り組みを進めております運動ということにな

ります。新、が無いというだけのことでありまして、新、令和3年度からの新しい取り組みということで整理をしてもらえればと思いますが、タイトルの後に（案）ということでまだ、最終決定ではございません。一部の農業委員会事務局長さんの代表の方に見ていただきまして、こういう形でいいのではないかとご了承いただいたところではありますが、20市町すべての事務局の方または会長さんにご了承いただいておりますので、とりあえず（案）という形で来年度以降、運動の方をお願いしたいということをお話をさせていただきますのでご承いただければというところでございます。

時間はだいたい30分程度いただいておりますので、お付き合いをいただければと思います。まず、運動の中身ということをお話をさせていただけたらと思うのですが、資料4ページから、今現在の取り組みの方から先にお話をさせていただいて、それで、来年以降の取り組みのお願いをさせてもらえればと思います。資料4ページの方をご覧くださいまして、この運動の経緯からお話をさせていただきますと、農地利用最適化の関係でございますが、こちらの方は平成28年の農業委員会法が改正されまして、農地利用の最適化というのが改めて法令業務として位置付けられたというところでございます。中身は担い手に対しての農地利用集積集約化、そして、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進この3点が農地利用の最適化ということになっておりますが、この最適化につきましては、法令業務として位置付けられたということで、法令化されたということは、やらなくてはいけないということになります。やっても、やらなくてもいいという訳ではなくて、やらなければいけないということになります。裏を返して言えば、必ず実績を上げなければいけないと、実績が求められるのだというところがございますので、その点、頭の隅に置いていただければと

いうところであります。この運動につきましては、平成29年から取り組みを進めているわけでありまして、愛媛県の方では平成29年の11月からこの運動に取り組んだというところであります。全国のいくつかの県において、先立って運動の取り組みを既にやっている県もございました。農地利用の最適化の推進というのが平成28年から法令としてやらなくてはいけなくなったということでありますが、具体的にどのような方向でやらなくてはいけないのか、というところで各県いろいろ悩んできたところがありまして、いくつかの県において「じゃあ目標を持って運動で進めて行きましょう」というところもございました。そうした県におきましては、1・1・1運動、名称はいろいろあるのですが、農業者の利用の意向を把握するとか、その意向調査の結果に基づいて1人1筆以上の実績を上げようとか、そういった運動で取り組んできたというところがございます。時を同じくして平成29年の11月に全国の農業委員会の会長さん、各市町の農業委員会さんが一同に集まる代表者集会が開催されまして、その中で、申し合わせ決議がされました。他の県で先行的にやっている事例があるということでこの最適化を今後進めるにあたっては、こういう運動が有効ではないかということで、これを全国展開いたしましようということ、代表者集会の中で申し合わせ決議がされたというところであります。この愛媛県におきましても、この運動をおこなって、運動に取り組んで最適化の実績を上げて行きましょうということで、この運動に取り組むということになりました。それが、平成29年12月からスタートしたというところであります。1番目の趣旨のところでありますが、平成28年に法改正によって農地利用最適化というのが法令として位置づけられたというところであります。3行目のところでありますが、農地の所有者の意向をまずは確認して、その上で

農地の利用調整に取り組みましょうというように書いております。闇雲に農地の利用調整を取り組んで、なかなか効率的ではありませんので、まず誰が農地を手放したいのか、誰が農地を借り受けたいのか、そういった現場の意向をまず掴んでいただいて、その上で農地のマッチング活動に繋げて行きましょうというところでこういった書きぶりです。最終的には、運動の目標2番目にありますが、この運動の目標というのは1年間に1筆以上の実績を上げてもらいたいというところで、農業委員さん、推進委員さんお1人ずつ年間に1筆以上の実績を何とか上げていただければという運動です。地域によっては、なかなか1筆でも実績が上げづらいというところも中にはございます。平場地域で農地の移動が結構あるようなところもあれば、山間部のご担当の地域におかれましてはなかなか移動も難しいというところもございますので、1人1年間1筆といいながらも、新居浜市全体で農業委員さんの人数分、総数の人数分を実績として上げてもらえればと考えております。そこは、弾力的に考えているところであります。運動の主体、こちらの方は農業委員さんと農業会議が一体となつての取り組みということになりますが、この農委員会、農業会議だけではなかなか成果が上がらないというところもございますので、市町村部局、県の普及所なり、あるいは農協、関係機関と団体と連携しながらこの運動を進めていくところであります。運動期間は平成29年から令和2年度までの4年間ということでございます。当初は3年間で取り組みを進めていたわけですが、平成30年度に中間管理事業の法律が改正されまして、特に人農地プランの実質化の取り組みが求められたというところで、そのプランの作成にあたっては農業委員会の積極的な協力が必要だということがございまして、1年間延



長をさせていただいて今の運動というのは4年間での取り組みということで続けているというところでありませう。あと、5番目の方でありますが具体的な運動の中にあります。言いましたように、まずは農業者、農地を持っておられる方、あるいは耕作をされているという方の意向を確認しましょうというところ運動をさせていただいているというところでありませう。アンケート調査の参考という形で資料の7ページから9ページまで付けておりますが、こういった形でアンケートをしていただければ、ある程度のその方の意向が掴めるのではないかとこのところでありませう。特に人・農地プランの関係でいいますと、アンケートの方では年齢構成のところ、そして、後継者がいるかどうかこれを確認しなければいけないというようになっておりますので、これも一応盛り込んでおはありますが、こういったアンケート調査のひな型ではつけておりますので、今度、農業者の方にアンケートをされる際にご活用いただければと思っております。資料の5ページでございます。5ページの上の所で、ただしと書いてありますが、管内全部の農業者を対象にさせていただければ一番でございますけれども、ただ地域によっては農業者の数は相当数多いと、あるいは、面積が相当多いとかいう地域、担当地区の方もおられるかと思っておりますので、そういった場合についてはある程度集積が見込まれるという方、逆に農業を辞めたいという方、そういった方に限定していただいてアンケートを実施していただいても構いませんよということで、お願いをさせていただいているところでありませう。4行目のなお書きのところでありませうが、これ人・農地プランの関係でいいますと、調査の対象者を選定する、先程言いましたように集積が見込まれるような方、あるいは離農されるというような方、こういった方に限定していただいても結構なのでありますが、人・農地プランの関係でいま

すと、アンケートの回答者の耕作面積、あくまでも回答のあった方の耕作している面積がプランの管内の過半の面積を超えていなくてはいけないということになっております。これが、人・農地プランでのアンケートの要件となっておりますので、アンケートの方も終わっておられるかと思いますが、まだ、これからアンケートをやるというところがございます。こういう要件を満たさなくてはいけないというところでご注意をいただければと思います。アとイというように書いてありますが、この運動の中では基本的にはアンケートは各委員さんそれぞれ個別訪問をいただいて聞き取りによって、意向を確認していただければというようにお願いをさせていただいたというところであります。対しながら委員さん方の地元の農業経営のお忙しいところでございますので、県内20市町見渡すとだいたい郵送でご案内をされておられるところが一般的でございます。ただしながら、行政がアンケート調査を郵送で送っても、回収率というのがだいたい20パーセント、30パーセントくらいであります。残りの70パーセント、80パーセントくらいが未回答、全然連絡が返ってこないということがありますので、他の市町村ではその未回収の農業者の方については農業委員さん、推進委員さんがその方のお宅まで訪問されてアンケートの提出の催促、あるいは、自らが意向確認を聞き取っていただいたりということで回答率を上げていただいている市町村もでございます。そういうやり方はそれぞれ独自ということになりますが、この運動の中ではあくまでも聞き取りでお願いをさせてもらっているというところがございます。あと、イの方であります、わざわざ改めて調査をするまでもなく、既に直近で意向確認しているというものがあれば、それを活用していただいても結構ですよということであります。あと、(2)番目の方でございますが、このアンケートをした意向の結

果につきましては、皆様方それぞれ委員さんで共有をいただいで、今後の最適化活動に役立てていただきたいというところでございます。実際にマッチングをされて、これから農地法、基盤強化法の手続きをするといった時にはその選択肢の1つとして農地中間管理事業の活用をいただけたらというところのお願いでございます。最後の6番目の留意事項と書いておりますが、この中で(2)と(4)をご覧いただけたらと思います。(2)の方ですが、担当地区の農業委員さん、推進委員さんで情報の共有を図っていただきたいというところでありませう。自分のところの農業委員さん、推進委員さん、担当地区の農業委員さん、推進委員さんにおかれましては双方で当然、情報共有をお願いしたいというところもございますし、自分のところのエリア、エリアの中でなかなか担い手が見つからないということも当然あります。ですので、そういう場合は隣の地区の農業委員さん、推進委員さんと情報を取っていただいで、場合によっては隣の地区に担い手を求めると、それでも難しいということであれば、市の境目辺りの隣の西条市、あるいは四国中央市、そういう行政区域の境目辺りであれば、なかなか市内で担い手が見つからない、難しいというのであれば西条市の隣接するような地域、四国中央市の隣接する地域の担い手の方に担い手を求めるということも農地の有効活用という面からすれば、西条市、四国中央市と情報を共有していただくということも場合によっては考えられるのかというところでもあります。まずは、農業委員さん、推進委員さんで情報の共有をしてもらいたいというところでもあります。最後に(4)のところではありますが、その活動にあたって運動に限らず農地利用最適化ということで農業委員さん、推進委員さんとしての委員としての活動をした場合については、この活動記録簿、日々何をやったのかという記録を残していただきたいという願

いでございます。毎日、毎日付けるのは難しいという方もおられるかもしれませんが、1週間まとめてでも結構ですし、あるいは、雨が降った時にまとめて付けようかといわれる方もおられるかもしれませんが、何にせよこの記録がなければ、対外的に農業委員会は何をどういう活動をしているのかということも今求められている、言われている部分でもございますので、それぞれ、委員さんごとにきちっと日々何をやったのかそういった記録を残していただければということでもあります。こういった形で、今現在3月までの取り組みということでこの1・1・1運動に取り組んでいるということでもあります。

1 ページに戻っていただきまして、新年度からどういう取り組みで進めるのかということでもあります。農地利用最適化というのはステップが3つあるかと思っております。まず1つは、現場を知っていただくということでもあります。現場を知ってもらうとは、アンケート調査、それぞれの農業者の方が農地を手放したいのか、逆に農地を借り受けたいのかそういった現場の声をまずは、農業委員会さん、推進委員さん方が知っておくというのが出発点であろうかと思えます。これが、ステップ1であります。ステップ2はその集めていただいた情報、これを話し合いに持ち込んでいただくということになります。人・農地プランで、何回か会合で話し合われたと思いますが、農家さんが集まる場できちっと誰が手放したいのか、誰が借り受けたいのか、そういった話し合いをしていただければと思います。話し合いを通じて、参加者の方にこの人は手放したいのだと、離農したいのだと、逆にこの人は集積したいのだという情報がそれぞれ共通の認識ということで情報共有ができますので話し合いに持ち込んでいただければということでもあります。ステップ3は、実行をしていただくというこ

とになります。話し合いをしてそれで終わりということではなく、その話し合いで誰に農地を持っていくのか、離農される農地を次の担い手に活用してもらうのか、その話し合いを基にそれを農業委員さん、推進委員さん方に実行をしていただければという、実行というのはマッチング活動でございます。マッチング活動にもっていただければというところでもあります。もう一度言いますと、ステップ1、現場を知っていただく。ステップ2、話し合いをしていただく。ステップ3、実行をしていただく。この3セットで農地利用最適化を進めていただければと考えております。1ページの方の「新・えひめ農地最適化推進1・1・1運動」につきましては、先程のステップ3、実行をしていただくに絞って、運動を要領を作らさせていただいているものであります。1番目の趣旨の4行目のところ、特にと書いておりますが、担い手に対しての農地の集積であるとか、集約化の取り組みにおいては既に実質化された人・農地プランを実行する取り組みですと、人・農地プランについては、本来令和2年度までに実質化されなければいけないというのがそもそもの出発点でございましたが、コロナによりまして令和3年度まで1年間延長されたというところでございます。令和3年度までに、プランを実質化してくださいというのが国の方針でございます。対象の地域におかれましては、もう既にこのプランが実質化されたというところがございます、そのプランを作る、担い手は誰なのかそして担い手にどうやって農地を集積するか、その方法をペーパーにおとしてもらうというのがこの実質化されたということになるわけですが、そのペーパーを作ってそれで終わりという訳ではなくて、今後は作ったプランを実行してもらう、実現に向けて委員さんに取り組んでいただくというのが来年度移行の取り組みということになります。ですので、それに合わせ

てこの運動の方もそういう形で作らせていただいているというところで、ご承知していただければというところでもあります。2番目の運動の目標であります、これは今までの運動と一緒にございます。農業委員さん、推進委員さん1人あたり1年間に1筆以上の実績をあげていただきたいというところでもあります。1人以上ということになりますとなかなか難しいということで、先程いいましたように市全体で委員さんの総数分の実績を何とか上げてもらえればというように考えております。あと、3番目の運動の主体、これも今までの運動と一緒にということでもあります。あと、4番目の運動の推進期間であります、令和3年度から令和5年度までの3カ年ということで予定をしております。あと、5番目の具体的な運動の中身でございますが、まず、(1)(2)(3)一応、3本柱で構成しておりますが、ご覧いただきましたら農地利用最適化の3本柱と一緒にございます。(1)は担い手に対しての農地利用集積・集約化、次のページの(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進ということで一応、農地利用最適化の3本柱を今回の運動の柱という形で据えております。(1)をご覧いただきまして、担い手が対象の集積・集約の関係でございます。こちらの方は、既にアンケート調査をされておられるかと思しますので、そのアンケートの意向を元に地域の担い手の方に対して農地のあっせんをいたしたいというところでもあります。その下に、活動事例を入れておりますが、年間に1人1筆以上ということで、こういう活動をしていただければある程度実績に繋がってくるのではないかとということで列挙しているものでございます。あくまでも、事例という形でございます。この通りにやれば実績が上がるというものではなくて、地域の実情にあった形でお取り組みをいただければと思っておりますが、○印が5つ並んでおりますが、4つ

目と5つ目の○をご覧いただければと思います。日常の現場活動を通じて情報収集をいただいて、マッチングをお願いしたいというところでもあります。日常活動の中で農業者の方から離農したいとか、借りたいとかのご相談も受けるのではないかと思いますので、ご対応していきながらマッチングの方に結び付けていただけたらと思います。5つ目の○印でございますが、青年農業者あるいは認定農業者の組織が市にあらうかと思っております。会合で農業委員会の活動のPR、どれだけ農地の転用には許可が必要ですとか、そういうPRも兼ねまして相談活動、マッチング活動の方も一緒に進めていただければと考えております。この会合に毎回、毎回出る必要はないと思っております。年1回、時期は分かりませんが、春先くらいだと思うのですが、青年農業者あるいは認定農業者の総会とかあらうかと思っておりますので、そういう場にご出席をいただいて農業委員会活動のPRに合わせて、マッチング活動のあっせんの方をしていただければと思っております。次2ページの2番目の遊休農地の発生防止・解消の関係でございます。こちらの方は農地法に基づいて毎年8月をめぐりに市全域、新居浜市全域の農地パトロールを実施いただいていると思っております。この、利用状況調査という名前でございますが、法律上は利用状況調査という名前でございますけれども、この調査によって分かった新規に発生した遊休農地についてはその所有者に対して利用の意向確認、利用意向調査をおこなっていたと法律上なっております。意向を基に皆さんご指導をいただきたいというところがございますが、そうした中で新規に発生した遊休農地、あるいは、これまでに発生している遊休農地について、今、農業というのは担い手がどんどん少なくなっている、なかなか新規の担い手が確保できない、あるいは、既存の農業者の方も高齢化して、いつリタイヤされるか分からないというところ

がございます。今活用されている農地が今後、遊休化する恐れが十分あるということでございますので、この

(2) 1行目、守るべき農地、これを明確化していただい  
てはどうかと考えております。対象が全国的にもそう  
であります、なかなか遊休農地を解消して担い手に結  
びつけていくのは難しいという現状がございます。県内  
も同様でございます、たぶん新居浜市さんも同様では  
ないかと思えます。ですので、あえてどうしようもない  
山間地域にあって、それを、解消したところで相当の費  
用がかかる、あるいは、解消しても次の担い手が見つ  
からず、直ぐに荒れてしまうというのが現場の実態だろ  
うと思えますので、そうした農地は遊休化というか、非農  
地として判断されてもよろしいのではないのかなと、非  
農地にする部分、あるいは、今後を活用をしていく農地、  
これを線引きしていただいても、守るべき農地を明確化  
していただいて、その、守るべき農地について荒れてい  
るのであれば、耕作再開に向けてご指導をいただく、あ  
るいは、次に活用したいという担い手の方に引き渡しを  
いただくというように、一層線引きをしていただいたの  
がお取り組みやすいのではないかと考えております。こ  
ういった遊休農地の発生防止・解消という形でお組み  
みをいただければと思っております。事例ということ  
で、こちらの方で思いつく例を書いておりますが、とり  
わけ、一番下の○印のところ農地の維持・管理に向け  
た草刈り作業受託組織、こういったところは県下はあま  
りないのではないかと思います。新居浜市におかれまし  
ても、こういう組織も当然ないと思えますので、荒れて  
いてほったらかしというのはなかなか難しいと思いま  
すので農業者の方でこういう意識の高い方がおられま  
したら、その方を先頭にグループでもいいので草刈りの  
受託組織など作っていただいて、少しでも荒れている農  
地の解消に結びつけていただければと思っております。



借りたいという方が、その農地を見て、荒れている農地はなかなか手が出しにくいというのが実情としてございます。直ぐに耕作ができるというところであれば借りようかと考えておられる方も多いのですが、あれている農地で草が茂ってなかなかそこから自分が借りてまた草刈りをおこなって元の状態に戻すというのも難しい、そういう農地は借りたくないという方もおられますので、出来たら地域で草刈りができるような組織を作っただけであればというようには考えております。やはり、皆様方が先頭にたっただいて、1つの提案という形で地域に投げかけてみてはどうかと考えております。

(3)の新規参入の促進の関係であります。新規就農者、あるいは、農業外からの参入促進ということになるわけですが、新規就農者の支援も当然、農地のあっせんとか絡んでくるわけでありましてけれども、まずは待っている状態ではなかなか人は来ないということもあります。行政の方になるかもしれませんが、東京であるとか、大阪の方で年に何回か就農相談フェアというのが開催されておりますので、そういったところで出向いて行っていただいて、新居浜市の良さをPRいただいて、1人でも多くの就農者を見つけていただくというようにしていただければと思います。新居浜市で農業がやりたいといった時に、これからどういう支援をするかというところではありますが、全く新居浜市と無縁の方が新居浜市で農業がやりたいといった時にまず、住宅の関係が問題になりますし、農業を始めるにしても一定の技術がなければいけないということになりますので、そういう所は農業委員会よりは関係部局の方で対応をいただいて、農業委員会は農地の部分について、あっせんをしていただければなと思っております。部外者の農地のあっせんというのは難しいものでありますが、誰も知らない相手に貸したくないとかいうご意向も農家さんは持ってお

られますが、そこはしっかりと委員会の方でバックアップをしていただければと思っております。また、農業外からの参入関係もございしますが、新居浜市は工業地域で地元には大きい会社がございますけれども、そういった会社が農業に参入したいといったときについても積極的に提供、あっせんしていただければと思います。そうすることによって、農地の有効活用が図られるかというように思いますので、参入促進についても支援の方をお願いできるかと思っております。あと、6番目こちらは先程の運動と同じでございますが、実際農地の貸し借りあるいは、売買する際の手続き、農地法の3条の許可あるいは、基盤強化法の利用集積計画これらと併せて農地中間管理事業こちらの方も積極的にご活用をいただければというように思っておりますのでよろしくお願いたします。最後7番目の(1)であります、活動記録簿、活動記録をきちっと残していただきたいというところであります。今、農業委員会法が改正されて5年後の見直しの次期に差し掛かっております。もう既に、農水省の方では規制改革推進会議と会合を何回かもっておられまして、見直しに向けて議論が進められているという状況でございます。そうした中で、規制改革推進会議の方からは農業委員会の活動が未だになかなか見えづらいというご意見が出てるようでありまして、それに対して農水省の方はいよいよこれだけの実績を上げているんですよ、こういう活動をやっているんですよということを申し上げているんですが、この1月と2月の活動記録簿が活動実績がどういうものか見せてくださいと、規制改革推進会議の方から言われているようであります。それで、全国の農業委員会1700近くございますが、その1割程度だいたい150くらいの農業委員会さんを対象といたしまして1月と2月の活動記録簿、この調査を今実施をしているところであります。県下では3つ

の農業委員会さんが対象として、その1月2月の活動記録を作っただいてそれを、全国会議所を通じて農水省に提出するという調査になっておりますが、新居浜市は今回対象外ということになっておりますけれども、今回は全国の1割程度の農業委員会を対象としての活動記録に基づいての調査をするようになっておりますが、今後はどうなるか分からないというところがありまして、今後は全国の農業委員さんを対象に活動記録を基にどれだけの実績が上がっているのか、どういう活動をされているのか、そういうところを求められる可能性も全くないとは言えませんので、この活動記録についてはお手数ではありますが、きちっと日々の活動を記録に残していただければと思っております。ちなみに、佐賀県の方では佐賀県のある農業委員会さんの方では委員さん同士で申し合わせをされておられまして、例えばトイレであるとか、台所、リビングといったところにメモ帳を置いていただいて、思い立った時にメモに書いていただくということを徹底、委員さんの中でルール化されているというように聞いております。そういったメモをあちこちに作っただいて、思い立った時にそれを書いてもらうということでどんな些細なことでもそういった記録に残していただくということでされている佐賀県のある委員会があるようでございまして、どういう形がいいのかわかりませんが、日々の活動をきちっと残していただくというのが今後、重要視されるということになろうかと思っておりますので、この記録簿についてもよろしくお願いをさせていただければというところでありませぬ。長くなりましたけれども、この1・1・1運動、最終決定ではございません。また、最終決定出されましたら委員会事務局を通じてご案内の方をさせていただけたらと思っておりますので、これらの概ねの柱はこの方法で進めさせていただければと考えておりますので、来年度以降続

いてこの1年間実績が上がるように取り組みの方をお願いさせていただきまして、私の方のお話に代えさせていただきます。どうも、ありがとうございます。

**藤田会長**

ありがとうございました。何かご質問等はございますか。はい、藤田（健）委員。

**藤田（健）委員**

農業委員がここに書いてありますように特徴はあっせん、時には仲介という言葉が使われるのですけれども、新居浜市の基本台帳をやった時に意向調査をして土地を借りたい、貸したいという人達にもの言うときにどこまで入ったらいいんですか。例えば、Aさんが貸したい、Bさんは借りたい、その2人の仲立ちに現実に入るわけです。ここに書いているように、あっせんとかいう。農業委員はどこまで入ったらここに書かれている成果になるのですか。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

その当事者同士で、農地の出し手、農地の受け手でまとまって話が進んでいて農業委員さんが入る余地がなしと。

**藤田（健）委員**

それが、農業委員が入っているわけですよ。農地基本台帳でAさんは土地を貸したい、Bさんは借りたい、それをおりますよと言って借りたかったら、そこで農業委員はどこまで入るのですか。AさんとBさんの貸し借りがありますと現実には、土地の貸したい人と借りたい人がいます。そこへ、農業委員さんが入ってどこまでももの言ったらいいのですか。あっせんという言葉は。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

**藤田（健）委員**

お互いに話がまとまっている状態ですか。

まとまっていないです。知らないのですから。あそのAさん、こっちのBさんだから、そこへ農業委員はあそこに土地を貸したい人がいる、こちらに借りたい人がいる、それが分かるからここに書いているように、あっせんしなさいというようにどこまで入るのですか。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

貸したいという情報は入れば、借りたいというご希望の方がおられましたら、例えば、貸したいという農地の近くで借りたいという方がおられたら、この農地を耕作されませんかという話合いにもって行っていただいて。

**藤田（健）委員**

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

**藤田（健）委員**

それはどこまで、本人達の中へ入るのですか。

はい、そうです。

そしたら、AさんがBさんのところを紹介して、もし、もう1つ進んで貸したい、借りたいと話が決まると、それが一件落着になるのですか。それは、紹介はするけども条件、その他は当事者で話をしてくださいと私は言ってます。あっせんなんかじゃないんですよ。あっせんや仲介だといったらおかしくなるはずよ。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

とりあえず、農地を出したいという方について、その情報を掴んだら、その近辺の方で借りたいという方にこの農地について、貸したいという方でまず、年間の小作料がこれくらいだとかいう情報を教えてもらって、借りたいという方に年間これくらいで貸したいという方がおられるのですがどうですかと相談いただいて、借りようかという人がおられるのであれば、例えば、委員さんと農地の出し手の方、受け手の方3者で話し合っていて。

**藤田（健）委員**

その、3者というのは農業委員が入っていないといけないのですか。もし、話し合いが決まって1番悪い条件として決まったからといって菓子箱1つ出たらどうします。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

農業委員さんも非常勤といいながらも公務員でございますので、それは受け取らないようにしてください。

**藤田（健）委員**

だからここに書いてある、あっせんとか仲介とかはどこまで入るのですかということです。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

貸したいという情報、借りたいという情報を把握されているのであれば、管内で貸したいという情報があれば、管内で借りたいという方を探していただいて、その農地が上手く結びつくように。

**藤田（健）委員**

今、現実には私がやっているのは、借りたい人がここにいる、貸したい人がここにいる、だいたい話があるから借りたい人はあそこへ行って、あとは2人で話をしてくださいと、そして農業委員会へ行ってくださいとそういうようにしているのですが。あっせんではないんですよ。

**藤田会長**

あっせんとか仲介とかいうのではなくて、文言におとしたら表現でそういうように書かざるおえないのもあるのですから、そこまで言わなくなくても。

**藤田（健）委員**

農業委員は、あくまでも紹介ですよ。借りたいと、貸したいと、条件がよく合うから、だからその時に貸したい人には借りたい人があそこにいるよと、そうして話が決まったら農業委員会へ行ってくださいというのではやっております。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

言われている通り、この人を紹介されてただそれで後はお互い同士でやってくださいというこれも1つの委員さんとしてはこの方を紹介されたという1つの実績でございまして、運動の1筆に上げていただいても全然問題ありませんし、それは、1つのやり方でありまして、あるいは当事者同士でなかなかお互い面識がないとかいうことも考えられますので、場合によっては農業委員さんが3者で面談するような形で話し合いを進めていただいても全然問題はございません。

**藤田（健）委員**

そこまで入ったら、あっせんか仲介になるよ。完全な。

お金を貰ってないだけの話だから。

**藤田会長**

他の農業委員も一緒になって話るとか、土地を商売にしているような表現にしたら仲介とかあっせんそういうような捉えるというような感じになるのですが、そうではなくて我々は立場上、非常勤の特別公務員というようなこともありますので、その辺のところについての範囲を活動範囲も限られますので表現したらそうなるのでは、それは、それぞれの既存で判断されて、事務局とも相談をしているいろいろなやっていただきたいと思います。はい、寺尾委員。

**寺尾委員**

私の事例で、農地の貸し借りでは無しに最終的には売り買いになったのですけれども。その場合、農業委員としておこなったのは、あくまでも先程言っていた公務員であるから、お礼等の念頭になし、ただ金額等については最終的にこの辺の売り買いしている地価については皆と相談してください、これについては幾らにせいとは私は言えない。今言う土居町の人だから、耕作目的で買うわけだから、それについてはあっせんではなく、話し合いを陰で進めたとそういう立場を取りました。確かに、公務員という立場を言えば、あっせん、仲介、業者ではないので、不動産屋ではないので出来ないでしょう。

**藤田会長**

文言で表現したら、藤田（健）委員が言われるようにあっせんや仲介というような言葉が出てくるときがあるのですが、実際の活動の中では、今、寺尾委員も言われよるように取り組んでいただいたら、どこまでというか、あとは農業委員会事務局とも一緒になって話してくださいというように流して行く方がよろしいのではないかと思います。いずれにしても、ここにありますように、担い手にやってもらうとか、遊休農地の発生防止、解消とか、そういったことが1・1・1運動の中の1つの運動でございいますので、これからもうちょっと具体化をして行こうと思いますけど、その前段を川中さんにいろいろ

お話をしていただいたということでございますので、また、不明な点がございましたら事務局の方にもお尋ねいただき、事務局で不明な点があれば農業会議に結論をいただき、皆様方にもそのことについてもお知らせをするというようにしていきたいと思っております。他にございませんか。はい、片上委員。

**片上委員**

丁度皆さんこの間、1月、2月と苦労して農地台帳調査をしたと思うのですが、その中には当然、農地等の売りたい、買いたい、貸したい、借りたい、いろいろ情報がかかったと思うのですが、それを今回この事務局に出してそのあとどのような処理をされているのでしょうか。情報もネットなどに載せると思うのですが、借りたい、貸したいという人にどういうアピールをしているのか知りたいです。

**近藤事務局次長**

農地基本台帳の意向については、売りたいというのはホームページには載せておりませんが、貸したいということで同意するという方の農地の地番を載せまして、それを基に窓口に来られた方には場所をお教えしている状況で集計に時間がかかりますが、今回の分も載せていきたいと思っております。

**片上委員**

ということは、ネットを見ることのできる状態の人じゃないと分からないということですね。一般の農家の人でネットも知らない人については分かりづらいということですね。調査をした中で、3人でやりましたから同じ部落であっても行っている人と、行っていない人がいるので情報というのは正直言うと分からないですね。Aさんが売りたい、Bさんが買いたいというのは同じ地域内でも現実分からないですね。

**藤田会長**

我々、農業委員会の中では台帳調査の中では手放したいとかの話があっても、農業委員会の範囲の中では借りたい、貸したいとか。

**片上委員**

借りたい、貸したいが分からないではないですか。1



000件あっても、3人でやったのだから、1人330件やっているのだから、私、金子ですけれどもちょっと離れた部落だったら分からないでしょ。

**藤田会長**

これを、今から人・農地プランの実質化に向けてそれぞれの地域で、それを話して行きましょうというところですよ。それをまず段階的にやっていくということです。今度、その地域で農林水産課が集積、集約に向けて取り組んでいく。どうしても、近くの人々の農地を借りたい、貸したいになっても担い手は遠くからでは少ないですから、そういった中でまず、近くの人に聞いて知ってもらおう。金子全体の中ですか、もう少し集約して話をするのかということもこれから農林水産課と話をしていかなければいけないところであります。

**藤田事務局長**

失礼します。農地基本台帳のことで借りたい、貸したいと希望のたものについては、年度末の総会でするので、今回も3月5日に集計して一覧表になるのですが配布いたします。もしかしたら、3月22日になるかもしれないのですが、一応、その辺りで報告をさせていただきます。地図の方は事務局で準備して事務局の方に置いておりますので見に来ていただいて、また、そういう相談があったとその地域でないかということであれば、それをコピーしてお渡しするのも可能ですので事務局の方に相談をいただけたらと思います。

**藤田会長**

今、片上委員がおっしゃったように、年末から1月にかけて農地基本台帳調査をしていただいて、そういった中で、それぞれの土地の所有者からこういった希望があるということで、そういうことも含めて今日、川中様にお話していただいた人・農地プランの実質化に向けてのことで、そこそこで具体的に農林水産課とも協力しながら前向きに取り組んで行きたい、そのためのお話でございましたので、今日聞いた点で不明点がございましたら、また、事務局なりご相談に来ていただいて、事務局から

また、農業会議の方へお尋ねをしてご報告をさせていただきます。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田事務局長**

それでは事務局から1つ事務連絡をさせていただきます。令和2年7月豪雨災害義援金、これが全国農業会議所の方から依頼がありまして9月だったと思うのですが、総会の方で皆さんのご同意をいただきまして親睦会の方から千円人数分送らせていただいております。これにつきましては今回、所得税等の確定申告について寄付金控除の対象となります。ただし、確定申告をされている方であって寄付金控除がある二千円を超えないといけないので、よそで千円以上されている場合にその寄付金控除がつけられますと制度がございますので、該当される方につきましては事務局に相談をいただけたらと思います。以上でございます。

**藤田会長**

本日は、お忙しい中、川中係長さんには新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

**愛媛県農業会議**

**川中係長**

どうもありがとうございました。

**藤田会長**

以上をもちまして、第7回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員